

議 事 日 程 (4)

平成24年12月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第50号 芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の制定について
- 第2 議案第51号 芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第52号 芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第53号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について
- 第5 議案第54号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第55号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第56号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第57号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第58号 平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第59号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第60号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 第12 議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 第13 議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 第14 議案第63号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合理約の変更について
- 第15 議案第64号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第16 議案第65号 新たに生じた土地の確認について
- 第17 議案第66号 字の区域の変更について
- 第18 議案第67号 指定管理者の指定について

- 第 19 承認第 4 号 専決処分事項の承認について
第 20 発議第 6 号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第 21 発議第 7 号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第 22 同意第 4 号 芦屋町教育委員会委員の選任同意について
第 23 議案第 68 号 緑ヶ丘保育所外部改修工事の請負契約の締結について
第 24 発議第 8 号 新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表を求める決議
について
-

【 出 席 議 員 】 (1 3 名)

1 番 松上 宏幸 2 番 内海 猛年 3 番 刀根 正幸 4 番 妹川 征男
5 番 貝掛 俊之 6 番 田島 憲道 7 番 辻本 一夫 8 番 小田 武人
9 番 今井 保利 10 番 川上 誠一 11 番 益田美恵子 12 番 中西 定美
13 番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (な し)

【 欠 員 】 (な し)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 松田義春 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 競艇事業局次長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第50号から日程第21、発議第7号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第14号

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第52号 芦屋町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案可決

議案第53号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第57号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）について、
原案可決

議案第59号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案可決

- 議案第60号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について、原案可決
議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、原案可決
議案第62号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、原案可決
議案第65号 新たに生じた土地の確認について、原案可決
議案第66号 字の区域の変更について、原案可決

.....

報告第15号

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第50号 芦屋町人・農地プラン検討委員会設置条例の制定について、原案可決
議案第51号 芦屋町病院事業の設置等に関する条例及び芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決
議案第53号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、原案可決
議案第54号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決
議案第55号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案可決
議案第56号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第2号）について、原案可決
議案第58号 平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案可決
議案第63号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び遠賀・中間地域広域行政事務組合規約の変更について、原案可決
議案第64号 遠賀・中間地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、原案可決
議案第67号 指定管理者の指定について、原案可決
承認第4号 専決処分事項の承認について、承認

意見

議案第58号について

町立芦屋中央病院新病院基本計画策定にあたっては、所管委員会と十分協議のうえ策定されるよう意見を付す。

.....

報告第16号

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

議会運営委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

発議第6号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案可決

発議第7号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

.....

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由

調査不十分のため

.....

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため

.....

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長
の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。議案53号の一般会計補正予算において、夏井ヶ浜公園の階段があるわけですが、その予算が計上されています。これは階段をおりる際の防護柵、手すりだと思いますけれど、これについて、手すりをつけることによって、いその海岸ですけど、あそこに階段をおりて散策するということを奨励するような形になるわけです。そういう中であって、もう階段をつくってしまっていますから、手すりをつけざるを得ないんでしょう。でも、そういう奨励をするような形になると、もし足腰の悪い人や、それから雨の後のスリップ等で必ずや誰か人身事故を起こすことがあると思います。そういうことについて、文教委員会の中で、こういう責任の問題、階段による遊歩道でしょうから、そういう責任を問われかねないこともあり得ると思います。この件について審議をなされたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

議案第53号についての委員長質疑ということでございますので、審査の経過と結果について説明いたします。

議案第53号につきましては、24年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）ということでございますが、これにつきましては所管が地域づくり課ということで、12月11日の10時からの民生文教常任委員会において慎重に審査をいたしました。その結果、委員全て満場一致で、これが可決されたということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、議会運営委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議会運営委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第50号から日程第21、発議第7号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第63号、64号に対する反対討論を行います。

この議案につきましては、初日の質疑の中で、民間に移譲することの問題点を明らかにしましたので繰り返しはしませんが、静光園を民間に移譲することは、自治体の責務である住民の使命と健康を守っていくことを投げ捨て、公的責任を放棄するものです。こういった流れには当然賛成することはできませんので、以上のことから、議案第63号、64号に対する反対を表明いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。議案53号の芦屋町一般会計補正予算について、それと議案65号、議案66号について反対討論を、そして議案第58号については賛成討論を行います。

まず、先ほどの手すりのことですが、この252万円が補正案に計上されていますけど、私は9月議会において、決算報告でした、認定の中で、あの夏井ヶ浜の公園の公共工事は、自然環境と歴史文化の中において、最たる無駄な公共工事であると。ああいう歴史文化や、そういう財産、歴史遺産の包蔵地と言われているところや、はまゆう群生地が連なる中で、環境立地の場所ではありますけれど、ああいう響愛の鐘と称して、ああいうふうな形で殺風景なとか、殺伐とした、ああいう広大なものをつくり上げていったこと。約3,000万円のお金を過疎債とか、私は、ああいうような過疎債についても、単なる公共工事だけではなくて、生活に密着したような、例えばタウンバスの予算とか、それから今問題になってます高校生の通学路の通学補償のお金とか、そういうものに使うべきであって、こういう環境破壊をするようなはまゆう公園を非常にもう情けなく思っています。それをあえて、落下すれば人身事故ないしは死に至らしめる

ような高いところから階段をつくったことによって、階段をつくれれば手すりをつくっていかねばならなくなると、そういう252万円でしたか。私は、あそこに簡単な柵をつくって、進入禁止というような文言で立て看板を、ちっちゃな立て看板でいいですから、それをつくれれば、わずか5万、10万円で済むことなんです。私もああいうような場所に趣味で行くことがありますけれど、あんなに高いところに階段がついているようなところはありません。だから、やっぱりここでそれはやめて、柵をつくって進入禁止。そういうような形をとらないと、先ほど質問しましたけれど、どうぞ散策道路で危険な場所ですけどと誘導するようなものです。これは、いずれは町の責任が問われるときが来るだろうと思います。そういう意味で、それについて反対いたします。

そして次は、第65号新たに生じた土地の確認について、反対の立場から。芦屋町の港湾を昭和60年に完成して、もう28年ぐらいいちじますが、あの港湾には93億。そして、なみかけ大橋、三十数億。そして、もろもろの離岸堤やリーフ潜堤護岸、そういうものを合わせますと150億円です。そして、片やその芦屋港湾の積み荷というのは、2,000トン級の船が入る、商工が入ってくると。そして、それに運び出されるのは筑豊地区のそういう物資を運び出すということであつたでしょうけど、名目は。ところが、今、運び込まれてるのは砂、砂の置き場所、搬入、搬出のために置かれているようなもので、いずれは、これは、今、玄界灘においては、砂を削減しようという県の指導もありますし、そういう中において、漁師の皆さん方も砂をとることによって、自分たちの畑を環境破壊をする、いわゆるタコの足を食い尽くしながら生活をされている、そういう漁協組合の財政上の問題もありましようけれど、いずれは砂をとることを検証していくことになれば、あの港そのものが何も意味を来すことになっていくだろうと思うんです。そういうことで30年近く、あの港湾は何であつたのかということ疑問に思ってます。そのために、あの港湾を守るために、防砂堤、約3億6,000万円の公共工事が行われ、町も、それに伴い8%を負担してきたと。そういう中であつて堆積を、一方では岡垣の海岸では侵食をされ、そして芦屋町の海岸の左には堆積していると。私は、3年前のあの福岡県の港湾課と交渉したときに、マツキ課長というのがいらっしゃいましたが、そのマツキ課長は、芦屋町の財産が、土地がふえるからいいではないかと、そういうふうにおっしゃいました。私は、じゃあ、岡垣の海岸は土地が減少してるではないかと。そのことについて追及をしました。結局は、3年前の土地がふえた、財産であるということで登記簿謄本に登記をすると、土地として。これは、結局は松を3万8,000本を植えるためには、海岸線には植えられない、土地にして初めて植えられるというようなことが最大の前提条件だと思います。では、じゃあ、今400本の試験試行として、今年の2月11日に植えられた松が3年後どうなるのかと。4年後、5年後どうなるのかと聞いたときに、まだまだ。町長に対して、都市計画法に基づく土地として認定の要請があつたと思

ます。昨年10月29日、30日には、町長は、まだ砂の除去のことについて、その後の背後地の問題とか、そういうものが解決していないので、これはまだ時期尚早であるというようなことを、また意見書を知事のほうに出されると思います。その1年間の間にどういう変化があったんだろうかと思うんですが、県のほうから要請があって、土地として認定するためには芦屋町の議会に諮らなくてはならないということでしょうけれど。まだ2年後、3年後でいいのではないかと、というのが、常々私は言ってますように、松は枯れると。今、全国的にも、また福岡県でも、この芦屋町でも、毎年のように1,000本、2,000本、そういう松が枯れていってるわけです。そういう意味において、海岸線であればあるほど、3年間ぐらいは何とか成長したとしても、5年、6年後には枯れていくでしょう。にもかかわらず、3万8,000本を植えるために、それを土地として認定しようとするということについては、これは芦屋町の海岸ではありません。もうあそこは海岸線じゃないんです。土地です。そして、その海岸認定された土地の100メートル、七、八十メートルぐらいでしょうか、砂浜がありますが、あそこが海岸線であると。私は、そういう廣大化した海岸線ではありましようけれど、少しも汀線から、汀線を削除していく、掘削して取っていくという作業をこの土地にしたことによって、それができなくなる。そういうふうに思いますし、たとえ松を植えたとしても、飛砂対策には全くならないというふうに思います。そういうふうに、また地元の漁師の皆さんですら言ってる方もおられるんです。そういう意味で、時期尚早であり、この字図として土地の確認については絶対反対していきたいと思います。反対します。

それから、賛成討論として、議案第58号芦屋町病院会計補正予算について、945万円が計上されています。私は一般質問でも話をしました。やはり町民の理解がないと、町政の主人公は町民なんです。でありながら、このあしや広報に、また私たち議会人に対しても、基本設計を、建てかえ、そして山鹿の総合体育館の裏に建てかえるということの方針を決定したということが出されました。そして、わずか数日の間に広報が出て、数日の間に3カ所、説明会がありました。基本計画の方針を決定したということによって、議会も賛同した。調査特別委員会でもって報告をしたことが、執行部の資料の中にも、そういうような報告に対して、反論なり、検討なり、そういうような会合すらない。そういう意見交換の場もない。そういう中において、あしや広報にも出ておりました。私は、実際に病院に、民生文教委員会、総務財政委員会合同で病院を視察しまして、屋根の裏、天井の裏とか、そういうところを見て、非常に傷んでるなということはおよくわかります。だからこそ、病院を初め、執行部の皆さん方は、病院の建てかえという意気込みはよくわかります。私もそういうふうなことを感じました。であるならば、そういうことについて町民の皆様に十分に、財政上の問題、そして病院の先生の問題、そして、そういう交通形態の問題、そういうのをクリアする中で、病院の建てかえは必要なんだというようなことをなぜ説明を

しないのか。ただ、基本計画の方針を決定したと。もう決定したのではないかと。もう話し合いに、会合に行って、意見を述べる機会はないではないかというような不満の声がある中で、町長の行政報告の中でも七十数名の参加者であったと、3カ所で。私の調べた限りでは、四十数名の人が病院関係の方です。30名弱ぐらいの方々が一般町民の方。それに対して、副町長は、92.5%の方々が病院があったほうがいいというような意向でありながら、なぜこんなに少なかったのか、分析はしておりませんということでした。私は、そのこと自体が本当に町民に対して、この病院は町民のための病院です。皆さん方の少子高齢化の中にあって、本当に必要なんですという熱意が見られない。そして、わずか1時間です。小野課長さんが司会進行をされましたが、まず1時間です。30分間が説明して、30分間が皆さん方の意見でございますと。山鹿地区においては、7時から始まって8時40分ぐらいまでありましたから、1時間40分ぐらいだと思います。そういう中であって、先に病院建てかえありき、先に病院、山鹿の裏に建てかえるという方針が決まっている中で、ただ住民説明会をしたという、そういうものだけを求めているような気がしてなりませんでした。

私は、この1週間、この病院について賛成すべきか、反対すべきが悩みました。この945万円の予算を、病院を建てかえることについて補正予算に反対すべきか、賛成すべきか、本当に悩みました。私は、病院を建てかえることについて、現地調査をしたときに、本当に必要だなという気持ちはやっぱりあるんです。でも、やり方が、進め方が、本当に行政主導型であり、そういう何が何でもやろうというお気持ちがありありと見えるわけです。何ですか。住民説明会を1時間ですという問題からして、それで今92.5%の参加者の分析すらされていない。そういうことにある中で、この民生文教委員会の中で、附帯意見として、所管委員会と十分協議の上、策定されるよう意見を付すということですから、私たちは特別調査委員会の中で、特別調査委員会というものを策定して、9回でしたか、2時間、わずか1カ月、2カ月ぐらいありましたでしょうか、その間に9回も論議いたしました。ぜひこういう基本方針の策定案ができ上がれば十分に、文教委員会だけではなくて、特別委員会等を策定していただいて、そして、そういう案ができ上がりましたら、もう一度、住民説明会。単なる3カ所ではなくて、各区で、皆さん方に、町民の皆様方に説明会をやられ、そして説明会ではなくて提案型、提案型であって、こういうようなことを考えておりますが、皆さんのご意見はいかがでしょうかというような提案型でもって意見を吸収し、町民の声を吸い上げながら、それでもなおかつ町長以下、皆さん方は、これをやりたいんだということであれば、そういう熱意を示してほしい。そして、多くの患者さんが、町民の皆さんが中央病院の新しい病院の患者さんとして診療されるような形での、診療科目の問題や財政上の問題、そういうものを少しでも理解をしていただくような努力をしていただきたい。そういうことを私は念じて、私はこれについて賛成討論とするところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第65号、66号について……

○議長 横尾 武志君

川上議員、すみません。2回目の、討論になるので。

○議員 10番 川上 誠一君

反対討論できないですか。

○議長 横尾 武志君

1人、1回でしたもので、すみません。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第50号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第51号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第52号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方

の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第53号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第55号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第56号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第57号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第58号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第58号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第59号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第60号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第61号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第61号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第62号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第62号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第63号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第63号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第64号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第65号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第66号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第66号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第67号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第67号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、承認第4号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第4号は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第20、発議第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、発議第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出がなされております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第22、同意第4号から日程第24、発議第8号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、連日のご審議、大変ご苦勞さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第4号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、芦屋町教育委員会委員の安高吉明氏の任期が平成25年1月29日をもって任期満了となりますので、再度同氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本町議会の同意を求めるものです。

議案第68号の緑ヶ丘保育所外部改修工事の請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第20号）第2条の規定に基づく契約議案でございます。緑ヶ丘保育所外部改修工事について請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、9番、今井議員に発議第8号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

おはようございます。お手元の資料の11ページ、最後から1ページ目、11ページにあります発議第8号についての趣旨説明を行いたいと思います。

この発議につきましては、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表を求める決議についてでございます。なお、本来でありましたら議会初日に出すところですが、私的な理由によりまして追加議案になりましたことを、お手数おかけしますことをまずおわび申し上げます。

提出者、今井。賛成者、刀根でございます。

次の12ページ、1枚裏でございますけれども、これは決議の内容ですから、これをまず読み上げたいと思います。

新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表を求める決議（案）。

現行の公会計制度は、予算の執行や現金収支の把握に適したものとなっているが、その反面、これまでに資産がどの程度形成されていて、その財源の内訳がどのようになっているのかについての情報（ストック情報）が不十分であると指摘されている。また、現金主義に基づく公会計制度においては、現金支出以外に発生している行政コスト（減価償却費など）を把握することができない。

そこで、現在、総務省では各地方公共団体に対して、発生主義の活用及び複式簿記の考え方（企業会計的手法）を導入し、地方公共団体単体及び関係する団体の決算を連結した財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を整備し、公表するように指導を行っている。

よって、芦屋町においても、早急に新地方公会計制度を導入し、住民に公表するよう決議する。この内容で決議を求めたいと思います。

同時に、お手元に2枚の資料を私のほうで作成しております。ここのポイントだけを読み上げて、私の趣旨説明を終わりたいと思います。

まず、2枚物あると思いますけど、2枚物、まず一番最初に、今決議にあった内容を新地方公会計制度導入の背景というところで述べております。では、その中段になります。この地方公会計制度整備の目的は何か。これは、財務書類の整備の目的としては、次の2点にまとめられますということで、これ以外にもいろんな目的があると思うんですが、私のほうとしては、一つは、説明責任の履行。地方公共団体は、住民や議会に対して説明責任を有していますが、財務書類を作成し、わかりやすく公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができるという。あと、もう一つの重要な点は、財政の効率化、適正化です。財務書類から得られる情報から資産の状況や行政コストの状況等を整理し、分析することによって、有効に活用することができ、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化、適正化を図ることができます。この2点が大きな目的だと思います。

なお、一番下に、芦屋町の取り組みについては、総務省のほうでは総務省方式改訂モデルと基準モデル、2つになっておりますけども、次のページをあけていただいたらわかりますけども、私としては、次のページの上の4段目のほうになりますけども、以上のことから考えますと、当町では総務省方式改訂モデルに基づいて財務書類の4表を作成することがベストと判断しました。これはいろんな事情があるでしょうから、このモデルでなくても基準書のほうでやるということでも、いずれにしてもこの書類4表ができるということですから、ぜひやっていただきたい。

その4表の書類はどういうことかということを、その下に書いてあります。財務書類4表とは、まず貸借対照表、ここはもう読み上げません。内容を見ていただけたら、いわゆる民間の中で言われるバランスシートと言われるものです。2番目、行政コスト計算書、これについては現金でないところのコストについてもきちんと明確になってくるということがポイントです。3番目は、純資産変動計算書、これは、どのような原因で財源が変動してるかということが、ここの3つめの書類で明確になってくる。最後に、資金の収支計算書、これは、いろんな活動、投資だとか財務的な活動をしていくわけですけども、その中において資金がどれだけ今後必要なのかというのが明確になってきます。

最後の2行に、一応、総務省としては連結まで求めてるわけですけども、私なりに、ここ半年かかって連結やってみました。芦屋町の。個人的に。そうしますと、芦屋町の場合は、いかんせんボートの事業の会計の大きさと病院会計、そのほか国民宿舎特別会計がありますので、これを連結で見ていくというのは、一般会計の大きさに比して、ちょっとアンバランスになるのではないかなというふうに個人的に考えてます。ですから、連結ベースでの範囲は広がり過ぎて、むしろ今やっている特別会計では、もうやって始めておりますので、一般会計だけは始めて、徐々に連結は始めるべきではないかというふうに、これは個人的な判断ですけども、思っておりますので、皆さん方のほうの付託される委員会で、ぜひご検討をさせていただいて、今後の芦屋町の財政の透明化を図るためにも決議をしたいと思っております。

なお、総務省の指導で、既に遠賀4町の中でも、もうスタートしてるところもありますので、芦屋町の財政規模的にも特別会計は非常に大きいので、ぜひ決議をして一層透明化を図る。資金の運用を計画性を持ってやるということを決議したいと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第22、同意第4号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第22、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。（「満場一致です」と呼ぶ者あり）満場一致ですか、早く挙げてください、手を。満場一致であります。よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第23、議案第68号について、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、発議第8号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第8号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第23、議案第68号の議案については、民生文教常任委員会に、日程第24、発議第8号については、総務財政常任委員に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第23、議案第68号及び日程第24、発議第8号の各議案については、

それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

.....

報告第17号

総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書

一つ、発議第8号新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び公表を求める決議について本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審査した結果、原案を一部修正の上、可決すべきものと決定いたしました。

修正

決議議案本文の下から2行目「早急に」とあるのを削除する。

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

.....

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

.....

報告第18号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

一つ、議案第68号緑ヶ丘保育所外部改修工事の請負契約の締結について本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

平成24年12月14日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

.....

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第23、議案第68号及び日程第24、発議第8号の各議案について、順不同により討論を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。この新地方公会計制度の作成と公表を求めることについての賛成討論を行います。

今、公営企業会計のボート、それから下水道関係を総務財政委員会では、この1年半ちょっと見てきました。ただ、一般会計については単式簿記方式による現金収支だけのものでありますから、私は、この予算、決算、何回か参加したけども、なかなか非常に見づらくて、そして、その収支に関する、もちろん減価償却費にしる、前払費用や未収収益やら、そういうものについては一切ありませんし、また評価、建物の取得原価、土地の取得原価、そういうものについての減価償却累計額というものが、公営企業の会計にはよくあります。だから、それで芦屋町の財産が、競艇にしる、ボートにしる、下水道関係の財産状態がよく経年ごとにわかるわけです。ところが、一般会計では単式簿記ですから、芦屋町の財産がどれぐらいあるのか全くわかりません。

そして、このまちの家計簿というものを見ますと、平成22年度と23年度とありますけども、黒字、2億8,000万円の黒字だということを渡されてますから、芦屋町の町民の皆様方は、芦屋町は、あの会計は非常に健全なる経営がなされてるんだなというふうに思われがちです。ところが、建物もたくさんあります。その減価償却費の累計額はどれぐらいあるのか。それから、有価証券があります。長期有価証券の評価損というのが、例えば、今問題になってます過疎債の問題についても、6億円という有価証券があったとしても、その有価証券評価損なるものが、当時1億6,000万円だったとこう言われてますから、そういうものがマイナスになりますから、支出として、現金の損益計算書には、そういう費用として計上されますので、単純に言えば、

2億8,600万円から1億6,000万円を引けば、黒字は1億円である。ところが、減価償却費、そういうものを差し引けばマイナスになる可能性は十分にあります。そのことによって、私たち議会議員も執行部の皆さんも町民の皆様方も、そのような形で、今後の財政運営をどうすべきかということをお互いに知り合い、健全なる財務経営活動等ができていくのではなかろうかというふうに思います。

そのような形で、今からの作業、大変だと思いますけども、今井議員さんが言われたように、私たちが健全なる経営を進めていく意味で、そういう表現の悪い言い方かもしれませんが、放漫経営的な、そういうものを、財政を防止していく。堅実なる財政運営をしていくためには、ぜひ一般会計においても公会計制度を早急にとりか、ぜひ努力していただきたいと思ひますし、私たち議員の皆さん方も、こういう複式簿記、単式簿記の違い、そういうものについても勉強をしていく必要があるかなと思ひてます。どうぞ賛成意見です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第23、議案第68号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第68号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、発議第8号について、委員長報告のとおり、原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第8号は、原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成24年芦屋町議会第4回定例会を閉会いたします。長い期間のご審議、お疲れさまでした。

午前11時32分閉会
